

株式会社ライフコーポレーション

代表取締役 岩崎 高治 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成25年9月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ライフ西大路花屋町店

京都市下京区西七条掛越町61

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

届出者におきましては、以下の事項を実施していくことが望まれます。

- ・ 通学時間帯の状況や繁忙時の状況に注意して交通整理員を配置し、安全確保に努めること。
- ・ 来店車両の左折入退場を徹底させること。
- ・ 荷さばきについて、搬入車両の出入口が来客用駐車場出入口と同じであることから安全に配慮して荷さばき車両の入出庫を行うことが求められるとともに、荷さばき時間帯に通学時間が重なるため、通学時間帯の荷さばきについて交通誘導員を配置すること。
- ・ 早朝の荷さばきについては、荷さばき時間前に搬入車両が公道上で待機することがないように指導するとともに、静穏に作業するよう徹底すること。
- ・ 夜間の車両走行音対策として、計画説明書に記載している徐行の注意喚起を徹底させるとともに、問題が起こった際には速やかに実態把握と対策検討を行い、誠実に対

応すること。

- ・ 廃棄物等保管施設について、廃棄物が保管容量を超えることがないように適切に管理すること。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の建設予定地は、都市計画法上の商業地域に位置している。

周辺の状況は、北側は道路及び河川を隔ててマンション、東側は道路を隔てて住居等、西側は西大路通を隔てて店舗及び住居、南側は道路を隔てて事業所及び店舗が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、駐車場出入口での安全対策、整理員の配置についての要望、店舗北側マンションへの騒音、荷さばき車両の待機、照明の影響等についての質問が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討した。

（1）駐車場及び来退店客の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、指針の算式に基づいて算出した台数である62台と同数を確保する計画となっており、法の趣旨からは適正である。

なお、駐車場出入口の前の道路が近隣の小学校及び中学校の通学路であるため、安全について配慮が必要であるが、届出者からは開店後10日間から2週間は最大10箇所程度交通整理員を配置するとともに、その後も状況を見て必要な箇所・時間帯には交通整理員を配置して安全を確保する旨が提示されており、特に通学時間帯の状況や繁忙時の状況に注意して交通整理員を配置し、安全確保に努めることが望まれる。

また、来店車両の左折入退場を徹底させることが望まれる。

（2）駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考える。

（3）荷さばき施設について

荷さばき施設については、その施設配置、運営計画等について配慮されているが、搬入車両の出入口が来客用駐車場出入口と同じであることから安全に配慮して荷さばき車両の入出庫を行うことが求められる。

また、荷さばき時間帯に通学時間が重なるため、通学時間帯の荷さばきについて交通誘導員を配置することが望まれる。

また、早朝の荷さばきについては、荷さばき時間前に搬入車両が公道上で待機することがないように指導するとともに、静穏に作業するよう徹底することが望まれる。

（4）騒音について

計画地及びその周辺は商業地域及び準工業地域であり、騒音についての等価騒音レベルの予測においては、基準値を下回っていた。夜間における騒音の最大値については、走行車両音が、敷地境界及び店舗に近接する事業所において規制基準値を上回る

箇所があるが、店舗に近接する住居付近においては基準値を下回っているとともに、届出者は、周辺住民と協議していること、また、問題が生じた際には対応することを表明している。

そのため、届出者においては、夜間の車両走行音対策として、計画説明書に記載している徐行の注意喚起を徹底させるとともに、問題が起こった際には速やかに実態把握と対策検討を行い、誠実に対応することが望まれる。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されており、施設配置、運営計画、車両経路及びリサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺の生活環境への影響は少ないと判断される。

なお、保管容量については、指針により算出した保管容量とほぼ変わらない容量の計画であり、届出者からは、他店舗の実績から指針の予測容量で保管可能と考える旨の説明があったが、当該店舗が食料品及び日用品を主として販売する店舗であることから、廃棄物が保管容量を超えることがないよう適切に管理することが望まれる。

(6) 防災、防犯対策への協力及び街並みづくりへの配慮等について

防災対策への協力については、防災協定等の締結及び、地方公共団体等から要請があった場合協力する旨の意思表示がなされている。

以上により、周辺の地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。